

吹田市道路占用工作物工事執行規則の一部改正の骨子案

1 改正理由

本規則は、道路における占用工作物等の工事で、路面の掘削を伴うものに係る道路占用について、吹田市道路占用規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

これまで、まちの発展とともに、上下水道、ガス、電気等のインフラ整備が一挙に進められ、競合工事が多数行われる中で、道路構造の保全及び周辺環境に与える影響軽減の観点から、舗装本復旧工事については原則、市が受託して施行してきました。

しかしながら、インフラ整備が成熟した近年において競合工事は減少しており、規則制定当時との社会情勢の変化に鑑み、本規則を改正するものです。

2 規則の一部改正の内容

原則として市が施行している道路掘削後の舗装本復旧工事を、道路掘削工事が競合して行われる場合等、市が必要であると認める場合を除き、工事施行者が施行できるよう改正するものです。

3 施行予定年月日

令和2年（2020年）1月1日とします。